明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　一
〔告　示〕
○無線機器型式検定に合格した機器の件（総務三一二）　二
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（農林水産二〇八五）　三
○農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（同二〇八六）　四
○保安林の指定をする件（同二〇八七～二〇九四）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同二〇九五）　六
○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新する件（経済産業一八二）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（同一八三）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局七三、七四）　九
○道路に関する件（中部地方整備局七八～八一）　九
〔国会事項〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　内閣府　国土交通省　一〇
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔資　料〕
平成三十年七月中国際収支状況（速報）（財務省）　一一
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁
有権者申出方、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他
（事前届出）　一三

省令

○農林水産省経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）を実施するため、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事前届出） **第百七十八条**　法第二百二十四条第二項の規定による報告書（以下この条及び次条において「報告書」という。）を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出するときは、あらかじめ、報告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う旨、その商号又は名称、主たる事務所又は本店の所在地、代表者の氏名並びに連絡担当者の氏名及び連絡先その他の必要な事項を記載した届出書を主務大臣に届け出なければならない。 2　主務大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。 3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 4　主務大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。	［新設］